

## 現行法下における T F の積極的保護のあり方

—最近のわが国の行政と司法の動向から—

牛 木 理 一

はじめに (ウィーン外交会議)

1973年5月、「タイプフェースの保護と国際寄託に関する協定 (Agreement for the Protection of Type Faces and their International Deposit)」を締結するための外交会議がウィーンで開かれた。タイプフェースの保護のための国際協定の必要性については、1958年リスボンのパリ条約改正会議で、特にオブザーバーとして招かれた「国際タイポグラフィ協会 (Association Typographique Internationale)」の代表が演説したのが始まりであった。その後、1960年、当時のBIRPIが専門員会をつくり、1962年、1963年、1964年、1971年、1972年と6回の会議を開いて論議をつづけたのである。(日本からは、この専門委員会に一度も出席していない。) 日本政府代表は、このウィーン会議に出席し発言もしたけれども、署名はしていない。筆者は、この会議にオブザーバー (APAA) として出席した。<sup>1)</sup>

さて、同協定第2条によれば、保護の対象となる「タイプフェース (type face)」について、次のように定義する。

「タイプフェースとは、次の一組のデザイン (set of designs)」をいう。

- a) アクセント記号や句読点のような付属物を含む文字およびそれらを含む文字としてのアルファベット。
- b) 数字、および慣用的なサインやシンボルや科学記号などの図形的記号。
- c) 縁取りや花飾りカットや本の装飾模様などのオーナメント。

一組のデザインは、印刷技術によって文を組む手段として意図されたものであること。ただし、純粋に技術的な要求によって形が決まるものは除く。」

文字 (letter) の中には、漢字、ひらがな、カタカナが含まれる。ただ、漢字の場合、どの語の何字までを一組 (または一揃え) とするかについては、国内で議論しなければならない問題である。

保護の対象となるタイプフェースの定義を明確にすることは、多くの国から賛成の意見が出されたが、保護するものは、あくまでも一組のデザインについてであって、個々の文字のデザインではない。

しかし、このタイプフェースの保護に関するウィーン協定は現在も発効していない。したがって、今やその保護の問題は、専ら国内法に委ねられているのである。

## I わが国の現状

筆者が今、タイプフェイス（以下、タイプフォント **type font** を含めてTFと略称する。）の積極的な法的保護のあり方について発言しようとする目的は、この半年間に、わが国の行政と司法の両面において、それぞれ大きな動きがあった事実を見ているからであり、今やこれらの事実が、この問題の解決への原動力となり得ると考えたからである。

まず行政面では、「工業デザイン（意匠）の国際登録に関するハーグ協定ジュネーブ条約1999」にわが国が加盟したことと、これに伴う「工業デザインに係る物品の国際分類に関するロカルノ協定」にわが国が加盟したことによって、TFデザインも登録の対象物となっているのであり、ハーグ協定によってこれまで国際登録（寄託）されたTFは枚挙にいとまがないのである。

他方、司法面では、知財高裁において、「幼児用椅子」のような実用的な物品についての工業デザインであっても、美術の著作物としてわが国の現行著作権法によって保護され得ると判示され、わが国における従来の裁判所による解釈を全面的に変更したことにある。

そこで、これらに関して個人的な賛否は別として、まず各面において起っている真相を紹介しよう。

## II 行政面から（特許庁により「意匠」として）

### 1. 意匠法による保護

#### 1. 1 組物の意匠として

わが国意匠法において「組物の意匠」とは、「同時に使用される二以上の物品であって経済産業省令で定めるもの（以下「組物」という。）を構成する物品に係る意匠は、組物全体として統一があるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。」（法8条）と定義されているところ、日本語の文字（片仮名・平仮名・漢字）にあっても、漢字について以外は「一組の仮名文字」を構成するものといえるから、わが国意匠法は、仮名全文字について、統一した共通の特徴を表現することができる「組物」として保護することができる物品群であるといえるのである。但し、文字は無体物であるから、広義の物品とするとの「みなし」規定をおく必要がある。

漢字の場合は、「当用漢字」ないし「常用漢字」の字数範囲を組物とすることは、組物の定義を維持する限り、必要であろう。

#### 1. 2 工業デザインに関する国際登録のハーグ協定ジュネーブ条約1999への加盟による発効（2014年12月13日）により

わが国は、工業デザイン（意匠）の国際分類に関するロカルノ協定（1968年発効、1979年改正）に加入するための文書をWIPOに寄託したことから、同協定はわが国について2014年9月24日から発効した。

この協定は、意匠法の保護対象となる物品について多分野の多種類にわたっ

て分類し規定しているところ、大別して次の3つのデザインに及んでいる。<sup>2)</sup>

(1) Product Design

(2) Environmental Design ( including Building )

(3) Graphic and Informational Design (この中には、Typography も含む。)

このうち、わが国がこれまで保護対象としていなかった(2)(3)に属するデザインの保護に、われわれは注目すべきである。けだし、わが国では、これらの分野のデザインは著作権法に属する著作物といえるものでもあるからである。

一方、意匠の国際登録に関するハーグ協定ジュネーブアクトへの加入は、わが国はW I P Oに文書を寄託したことから、2014年12月13日に発効した。出願人は直接、スイスのW I P O (国際事務局)へ出願することを原則とするが、例外的にはわが国特許庁を経由して出願することもできる。

この出願のユーザーメリットは、一つの出願書と図面によって、ハーグ協定の全加盟国への意匠登録が可能となり、言語は英語、仏語、西語であればいずれでもよく、しかも代理人なしで直接出願ができるのである。但し、日本や米国、韓国のような審査国を指定している出願にあっては、各国の法制度にしたがうことになる。即ち、わが国のような審査国には、W I P Oから出願書類が転送されて審査を受けることになる。

このハーグ協定は前記ロカルノ協定と関係があり、ハーグ協定に基づく国際登録出願をすることができる対象物品は、ロカルノ協定下に規定されている分類に基づくものであるから、前記した(1)(2)(3)の全部が対象となるところ、わが国の現行意匠法下にあつては「物品」と認定されないものは審査を受けることができず、出願は方式審査の結果、不受理となるであろう。

しかしながら、意匠法における意匠の定義規定(法第2条1項)を若干改正したり、前記法第8条を改正することによって、TFは保護対象とすることができるから、登録になり得るのである。<sup>3)</sup>

### Ⅲ 司法面から(裁判所により「著作物」として)

1. 著作権法が保護対象とする「美術の著作物」の範囲についての新解釈をした知財高裁の裁判例(幼児用椅子・TRIPP TRAPP事件:知財高判平成27年4月14日)<sup>4)</sup>の判旨を、TFの著作権保護に適用することの可能性について考えてみる。

2. 前記事件は、原告が著作権法による保護を求めた幼児用椅子のデザインについて、被告のそれは原告のそれと類似しないと判断されたことから、上告されずに確定したが、知財高裁が、東京地裁が説示している美術の著作物についての厳しい成立要件を否定している点が注目される。以下、知財高裁が説示しているその部分についてのみをまず記述する。

(1) 著作権法が、「文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利

の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的と」していること（同法1条）に鑑みると、表現物につき、実用に供されること又は産業上の利用を目的とすることをもって、直ちに著作物性を一律に否定することは、相当ではない。同法2条2項は、「美術の著作物」の例示規定にすぎず、例示に係る「美術工芸品」に該当しない応用美術であっても、同条1項1号所定の著作物性の要件を充たすものについては、「美術の著作物」として、同法上保護されるものと解すべきである。

したがって、控訴人製品は、上記著作物性の要件を充たせば、「美術の著作物」として同法上の保護を受けるものといえる。

(2) 控訴人ら主張に係る控訴人製品の形態的特徴は、①「左右一对の部材A」の2本脚であり、かつ、「部材Aの内側」に形成された「溝に沿って部材G（座面）及び部材F（足置き台）」の両方を「はめ込んで固定し」ている点、②「部材A」が、「部材B」前方の斜めに切断された端面でのみ結合されて直接床面に接している点及び両部材が約66度の鋭い角度を成している点において、作成者である控訴人オプスヴィック社代表者の個性が発揮されており、「創作的」な表現というべきである。したがって、控訴人製品は、前記の点において著作物性が認められ、「美術の著作物」に該当する。

(3) 応用美術には様々なものがあり、表現態様も多様であるから、明文の規定なく、応用美術に一律に適用すべきものとして、「美的」という観点からの高い創作性の判断基準を設定することは、相当とはいえない。<sup>5)</sup>

また、特に、実用品自体が応用美術である場合、当該表現物につき、実用的な機能に係る部分とそれ以外の部分とを分けることは、相当に困難を伴うことが多いものと解されるところ、上記两部分を区別できないものについては、常に著作物性を認めないと考えることは、実用品自体が応用美術であるものの大半について著作物性を否定することにつながる可能性があり、相当とはいえない。

加えて、「美的」という概念は、多分に主観的な評価に係るものであり、何をもって「美」ととらえるかについては個人差も大きく、客観的観察をしてもなお一定の共通した認識を形成することが困難な場合が多いから、判断基準になじみにくいものといえる。<sup>6)</sup>

(4) 著作物性が認められる応用美術は、まず「美術の著作物」であることが前提である上、その実用目的又は産業上の利用目的にかなう一定の機能を発揮し得る表現でなければならないという制約が課されることから、著作物性が認められる余地が、応用美術以外の表現物に比して狭く、また、著作物性が認められても、その著作権保護の範囲は、比較的狭いものにとどまるのが通常であって、被控訴人主張に係る乱立などの弊害が生じる現実的なおそれは、認め難いというべきである。

#### IV 特別法による保護

筆者は、以上で、現行法下においては、意匠法の一部改正による行政面から

と美術の著作物に関する解釈による司法面からの両面から、TFの積極的保護の動向があることを紹介したが、さらに二歩踏み込んで著作権法と意匠法との中間に位置する特別法による保護を考えてみたい。

特別法による保護を考える場合、参考になるのがウィーン協定1973の Protokolにある最短25年の存続期間であるが、この場合の母法は特許庁における登録制度を利用できる意匠法が望ましく、また意匠としての類否判断をする審査は困難であるとするれば、無審査登録制度の道を探るのが妥当であろう。その理由は、TFの類否判断は、審査基準を設定することが困難であることによるから、WTOによるTRIPS協定第25条2項にあるテキスタイルデザインのような流行性あるデザインの保護方法の場合の無審査登録制度の導入とは異質である。

ただ、無審査登録制度の導入だからといっても、あえて特別法を制定する必要はなく、現行意匠法の改正によって、審査登録制と併存してTFのような審査困難デザインに限定して、無審査登録制を導入することは妥当というべきである。

無審査登録制によって発生する意匠権であるが、侵害訴訟時には、登録要件の具備の有無をめぐって権利の有効性が争われているのは当然である。

このように、わが国がTFについて意匠法を母法とする特別法によって保護する方法を採るとすれば、それは現行ドイツ法が西ドイツ国時代から保っていた方法である（Schriftgeichengesetz 1981年）。特許庁による実体審査はないが、登録日（出願日）から25年間保護することにしているのである。<sup>7)</sup>

また、英国CDPA 1988においては、TFデザインは美術の著作物（artistic work）の“graphic work”の中の“drawing”の一種とされているが、美術的質は一切問われないとされているし、1文字でも1セットでもよいと解されている。<sup>8)</sup> ということは、英国ではTFデザインの保護は、著作物としての保護と考えているから、わが国では立証論としては採りにくい保護方法といえるだろう。

なお、韓国においては審査によって登録するデザイン保護法による保護方法を採用し、わが国法人も出願し登録しているから、立法論としては参考になるだろう。<sup>9)</sup>

## むすび

私はここでは、あくまでも、現行法下におけるTFの権利化という積極的保護のあり方についての動向を論ずることにしたから、消極的保護である不正競争防止法や一般不法行為法については一切論じていない。けだし、それらについては、過去にいくつかの裁判例が存するからである。

しかし、TFの権利化という積極的保護法を考える時に最も重要なことは、TFとは何ものであり、TFの何を保護するのかという基本的問題を、われわれはよく理解してから入らなければならないことである。

- 1) 牛木理一「意匠法の研究」(四訂版) 398 頁 発明協会 1994 参照
- 2) Uma Suthersanen : DESIGN LAW IN EUROPE, p.444 Sweet & Maxwell 2000
- 3) 特許庁では「画像に係る意匠」の出願については、画像意匠分類を全物品に対して付与可能とするということは、物品の概念を超えて画像自体を保護すると考えているからだろうか。
- 4) 東京地裁平成25(ワ)8040号平成26年4月17日判決<請求棄却>, 知財高裁平成26(ネ)10063号平成27年4月14日判決<控訴棄却>  
牛木理一「特許ニュース」No.13970 (平成27年5月29日)
- 5) 「応用美術」という用語は死語であるとは古くから言われている。この日本語を英語で表現すれば、“artistic work applied to an article”となるどころ、「物品に利用した美術作品」と日訳すれば、それは意匠(工業デザイン)と同義となることは、わが国意匠法2条1項の定義を見ればわかる。すると、「応用」とは美術(アート)の物品へのアプライ現象であり、それは物理的なアプライではなく、抽象的なアプライであり、インダストリアルデザインと呼ばれるものの創作である。視覚的で物理的なアプライ現象は、コミックキャラクターのマーチャンダイジング(商品化)に端的に見られるのであり、そのような現象によって発生する権利をわれわれは商品化権と呼ぶけれども、それは通常美術の著作物の複製や翻案と理解されている。しかし、そのようなアプライ現象は、意匠法という著作権法の特別法に当たる法律によって保護される意匠(インダストリアルデザイン)の実施現象であるから、美術の著作物の複製や翻案とは異質のものである。
- 6) 美の表現には自律の美と他律の美とがあり、これが著作物と意匠(工業デザイン)とを区別する重要素であると解するのは筆者である。(牛木前掲「研究」32頁参照。牛木理一「デザイン キャラクター パブリシティの保護」38頁 悠々社 2000 参照)すると、それ自体で存在意義を発揮するものを自律の美というのに対し、椅子という実用品において存在意義を発揮するものを他律の美といわれて区別することができるから、その保護の方法も区別されて然るべきである。そのような自律の美と他律の美の発揮の違いによって保護期間も区別されることになる。
- 7) 牛木前掲「研究」423 頁。
- 8) 牛木前掲「研究」421 頁。
- 9) 例えば、株式会社視覚デザイン研究所(大阪市)は、韓国特許庁において、漢字書体として登録30-0666754号、平仮名字書体として登録30-0655755号、片仮名字書体として登録30-0655756を2012年8月7日に設定登録している。